【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6 - 関東1 - 2

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2025年10月24日

 【会社名】
 いちご株式会社

 【英訳名】
 Ichigo Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 長谷川 拓磨 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号

【電話番号】 (03)4485-5515(代表)

【事務連絡者氏名】常務執行役財務本部長坂松孝紀【最寄りの連絡場所】東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号

【電話番号】 (03)4485-5221

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 2,900百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年 8 月23日
効力発生日	2024年 9 月 2 日
有効期限	2026年 9 月 1 日
発行登録番号	6 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 20,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
6 - 関東1 - 1	2024年10月23日	3,000百万円	-	-
実績合計	額(円)	3,000百万円 (3,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額) 17,000百万円

(17,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段 ()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出 しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】該当事項はありません。【縦覧に供する場所】株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	いちご株式会社第3回期限前償還条項付無担保社債(社債間限定同順位特約付)
	いうと外以云代ある自朔代的良趣示块り無望体性良(性良间代足问帳位行為))
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の	\$2.000\(\frac{1}{2}\)
総額(円)	金2,900百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金2,900百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年2.363%
利払日	毎年4月30日及び10月30日
利息支払の方法	1.利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日(期限前償還(別記「償還の方法」欄第2項第(2)号 に定義する。以下同じ。)される場合は期限前償還日)までこれをつけ、2026年4月30日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各30日(第1回の利息支払期日を含め、以下「利払期日」という。)に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。 (2) 本社債の利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 償還期日(期限前償還される場合は期限前償還日)後は利息をつけない。 2.利息の支払場所別記((注)「18.元利金の支払」)記載のとおり。
償還期限	2028年10月30日

償還の方法

1. 償還金額

各社債の金額100円につき金100円

- 2. 償還の方法及び期限
- (1) 本社債の元金は、2028年10月30日にその総額を償還する。
- (2) 期限前償還条項

当社について、(a)以下のイに記載のいずれかの事案が発生しかつ以下の口に記載のいずれかの場合に該当したとき、または(b)以下の八に記載の場合に該当したとき(以下「期限前償還請求事由」という。)には、本社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)は、当社に対し、その保有する本社債の償還(以下「期限前償還」という。)を請求することができる。この場合当社は、期限前償還の請求のあった各本社債について、本欄第1項に定める償還金額で償還する。ただし、下記イ()の事案が発生した以降に下記イ()または()の事案の発生に基づく期限前償還請求事由には該当しないものとする。

- イ ()50%を超える議決権を単独でまたは共同保有者とともに直接または間接的に保有する株主が新たに出現し、かかる株主の出現が確認できる公開買付報告書、大量保有報告書もしくは大量保有報告書の変更報告書の提出により公表されたとき、()当社を消滅会社とする合併または当社を完全子会社とする株式交換もしくは株式移転を承認する株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)の決議が採択され、適時開示で公表され、当該合併、株式交換もしくは株式移転の効力が発生したとき、または ()株式会社東京証券取引所に対して当社普通株式の上場廃止申請が行われた場合もしくは株式会社東京証券取引所の審査により当社が上場廃止基準のいずれかに該当したと認定され、上場廃止となることが確定した場合で、当該事実について適時開示で公表されたとき
- ロ 上記イの事案が発生した日(同日を含む。)より180日以内(ただし、期限前償還請求事由(イ()の事案の発生に基づくものを除く。)の発生前に上記イの事案が新たに発生した場合には、その日(同日を含む。)より180日以内)に、株式会社日本格付研究所もしくはその格付業務を承継した者の本社債及び当社にかかる信用格付(発行会社の信用リスクの度合いを示した発行体格付を含み、当社が付与を依頼した信用格付に限る。以下同じ。)のいずれかが、上記イのいずれかの原因となる事象が発生した結果として新たに格下げされた場合(格下げ後にBB+以下となる場合に限る。)もしくは公表されなくなった場合
- ハ 本社債発行後、() 当社の各事業年度の決算期の末日における連結貸借対照表(連 結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則により作成され、かつ監査済であ るものをいう。) に示される純資産の部の金額が前事業年度の末日の75パーセントに相 当する金額未満になったことが有価証券報告書で公表された場合、かつ()当社の各 事業年度の決算期にかかる連結損益計算書(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に 関する規則により作成され、かつ監査済であるものをいう。)に示される営業損益の金 額が2事業年度連続で損失となったことが有価証券報告書で公表された場合 期限前償還請求事由の発生した日(同日を含む。)から90日目以後に最初に到来する利 払期日(なお、償還期日は除く。)を期限前償還日とし、当該期限前償還日の40銀行営 業日前から20銀行営業日前までの期間を期限前償還請求期間とする。本社債の期限前償 還を請求しようとする本社債権者は、当該期限前償還請求期間に、当該本社債権者が期 限前償還を請求しようとする本社債のために口座を開設する口座管理機関(別記「振替 機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程に定める口座管理機関をいう。)に 対し必要な手続を取るものとする。期限前償還請求を行った本社債権者は、その後これ を取消すことはできない。なお、当該期限前償還の請求及び期限前償還は、社債等振替 法(別記(注)「2.振替社債」に定義する。)及び別記「振替機関」欄記載の振替機 関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って行われるものとする。

当社は、期限前償還請求事由が発生した場合には、速やかに社債管理補助者(別記(注)「4.社債管理補助者の設置」に記載の社債管理補助者をいう。以下同じ。)に以下の事項を通知しなければならず、また、期限前償還請求事由の発生した日(同日を含む。)から30日以内に、以下の事項を、社債管理補助者を通じ別記(注)「13.社債管理補助者から社債権者への通知方法」に定める方法により本社債権者に通知するとともに、別記(注)「12.公告の方法」に定める方法により公告しなければならない。

- () 本社債権者に期限前償還請求権が発生したこと及びその事由
- ()期限前償還日及び期限前償還請求期間並びにその他必要と判断する事項 社債管理補助者は期限前償還請求事由の発生の有無を確認するものとし、当該発生が あった場合には、速やかに当社にその旨を通知するものとする。
- (3) 本社債を償還すべき日(期限前償還すべき日を含む。)が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (4) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」に定める振替機関の振替業にかかる 業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行 うことができる。
- 3. 償還元金の支払場所

発行登録追補書類(株券、社債券等)

	別記((注)「18.元利金の支払」)記載のとおり。	
募集の方法	一般募集	
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には	
	利息をつけない。	
申込期間	2025年10月24日	
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店	
払込期日	2025年10月30日	
振替機関	株式会社証券保管振替機構	
	東京都中央区日本橋兜町7番1号	
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産は	
	ない。	
財務上の特約(担保提供	1. 当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行し	
制限)	た、または国内で今後発行する他の無担保社債のために担保権を設定する場合(当社が	
	合併、会社分割、事業譲渡により承継した社債に担保権が設定されている場合を除	
	く。)には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定す	
	ర ి	
	2.当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合には、当社はただちに登	
	記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に	
	準じて公告する。	
財務上の特約(その他の	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純	
条項) 	資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特	
	約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定する	
	ことができる旨の特約をいう。	

(注)

1.信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)からBBB+(トリプルビープラス)の信用格付を2025年10月24日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ

(https://www.jcr.co.jp/)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(https://www.jcr.co.jp/release/)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR:電話番号 03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2項の定めに従い、社債等振替法の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき本社債の社債券は発行しない。ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、本社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、本社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割または併合は行わない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されない。

4. 社債管理補助者の設置

本社債は、会社法第714条の2に基づき社債管理補助者を設置し、本社債の社債管理補助者を株式会社みずほ銀行とする。

5.発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

- 6.期限の利益喪失に関する特約
 - (1) 当社は、次の各場合のいずれかに該当したときは、ただちに本社債について期限の利益を喪失する。

当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

発行登録追補書類 (株券、社債券等)

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

- (2) 本(注)6(1)の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を本(注) 12に定める方法により公告する。
- (3) 期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日または本(注)6(2)の公告をした日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄所定の利率による経過利息をつける。

7. 社債管理補助者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理補助者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の本決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む)については書面をもって社債管理補助者にこれを報告する。ただし、当該報告については、当社が本(注)7(2)に定める電子開示手続を行った場合はこれを省略することができる。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類(金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書を含むがこれに限らない)について金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続を行う。半期報告書、臨時報告書及び訂正報告書についても有価証券報告書の取扱いに準ずる。なお、本社債発行後に金融商品取引法(関連法令を含む)の改正が行われた場合、改正後の金融商品取引法に従って開示手続を行うものとする。

8. 社債管理補助者への通知

当社は、次の各場合には、速やかに社債管理補助者に通知するとともに、本(注)12に定める方法により公告をしなければならない。但し、次の各場合が、金融商品取引法第166条第2項に定める「重要事実」に該当する場合には、同条第4項に定める「公表」が行われた後に、通知しなければならない。

- (1) 本(注)6に定める期限の利益喪失事由が発生したとき。
- (2) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式交付(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき。

9. 社債管理補助者の権限

- (1) 社債管理補助者は、当社の破産手続、民事再生手続及び会社更生手続(以下「破産手続等」という。)において、本社債権者を代理して、債権を届け出る権限及び当社の清算手続において、本社債権者を代理して、債権の申出を行う権限を有する。
- (2) 当社は、社債管理補助者による債権届出または債権申出の後、速やかに当社のウェブサイトに次に定める事項を公表するとともに、その旨を社債管理補助者へ書面により通知する。

社債管理補助者が本社債権者のために債権届出または債権申出を行った事実

社債管理補助者は債権者集会における議決権行使等を行なわないこと

社債管理補助者は当社からの弁済金の受領及び本社債権者への支払いは行わないこと

本社債権者は、破産手続等または清算手続に参加し、弁済金を受領するためには、自ら名義変更を行う必要があること

今後の手続等の照会先

(3) 社債管理補助者は、本(注)8に定める通知を受け取った時には、その内容を速やかに本(注)13に定める方法により本社債権者に通知する。但し、当該通知内容が、金融商品取引法第166条第2項に定める「重要事実」に該当する場合には、同条第4項に定める「公表」が行われた後に、通知しなければならない。

10. 社債管理補助者の義務及び責任

- (1) 社債管理補助者は、法令及び2025年10月24日付いちご株式会社第3回期限前償還条項付無担保社債(社債間限定同順位特約付)管理補助委託契約(以下「社債管理補助委託契約」という。)の定めに従い、本社債権者のために公平かつ誠実に本社債の管理の補助を行う。
- (2) 社債管理補助者は、法令及び社債管理補助委託契約の定めに従い、本社債権者のために善良なる管理者の注意をもって本社債の管理の補助を行う。
- (3) 社債管理補助者は、当社の業務、財政状態その他の状況を調査する義務を負わない。

11. 社債管理補助者の辞任

- (1) 社債管理補助者は、社債管理補助者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止または廃止しようとする場合その他の正当な事由がある場合には、社債管理補助者の事務を承継するものを定めて辞任することができる。
- (2) 本(注)11(1)の場合には、当社ならびに辞任及び承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

12. 公告の方法

本社債に関して本社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各 1 種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)によりこれを行う。

13. 社債管理補助者から社債権者への通知方法

本社債に関し社債管理補助者が本社債権者に対し通知を行う場合は、別記「振替機関」欄記載の振替機関である株式会社証券保管振替機構が定める社債情報伝達サービスにてこれを行うものとし、かかる場合、社債情報伝達サービスにて通知したことをもって、社債管理補助者の各本社債権者への通知義務は履行されたものとする。

14. 社債要項及び社債管理補助委託契約書の公示

当社及び社債管理補助者は、その各本店に本社債の社債要項及び社債管理補助委託契約の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

15. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)5を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、 社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた本(注)15(1)の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとし、本種類の社債を有するすべての社債権者に対しその効力を有する。

16. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社または社債権者からの請求を受けた社債管理補助者がこれを招集するものとし、 社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注) 12に定める方法により公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額はこれに算入しない。)の10分の1以上に当たる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面(本(注)2ただし書に基づき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券)を当社または社債権者からの請求を受けた社債管理補助者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債権者からの請求を受けた社債管理補助者に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本社債及び本社債と同一の種類 (会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。本(注)16(1)乃至(3)の規定は、本号の社債権者集会について準用する。
- (5) 本(注)16(1)乃至(4)の規定にかかわらず、会社法第735条の2第1項の要件を充たす場合には、本社債の 社債権者集会があったものとみなされる。なお、本号に該当する場合は、本(注)15(1)ただし書は適用され ない。

17. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本(注)12に定める公告に関する費用
- (2) 本(注)13に定める通知に関する費用
- (3) 本(注)16に定める社債権者集会に関する費用

18. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って 支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	1,800	1.引受人は本社債の全額につき、 共同して買取引受を行う。
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,100	2 . 本社債の引受手数料は各社債の 金額100円につき金35銭とする。
計	-	2,900	-

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
社債管理補助者 株式会社みずほ銀行	-	-

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
2,900	18	2,881

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額2,881百万円は、全額を借入金返済資金の一部に2026年2月までに充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第25期(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)2025年5月26日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第26期中(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)2025年10月15日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2025年10月24日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年5月26日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を2025年9月16日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日(2025年10月24日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日 現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等 に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成及び将来の業績 を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

いちご株式会社本店

(東京都千代田区丸の内二丁目6番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。